

平成16年度海外先進教育研究実践支援プログラム審査要項

海外先進教育研究実践支援プログラム選定委員会

海外先進教育研究実践支援プログラムは、大学等の教職員を海外の教育研究機関等に派遣し、先進的な研究や優れた教育実践に参画させることなどにより、教職員の教育研究能力の向上を図る優れた取組を選定し財政支援を行うことで、高等教育改革を一層促進させることを目的とする。

海外先進教育研究実践支援プログラムの審査は、この要項により行うものとする。

1. 審査方法及び審査手順

- (1) 選考は、海外先進教育研究実践支援プログラム選定委員会(以下「選定委員会」という。)において行う。
- (2) 審査の客観性を担保するために、選定委員会は、ペーパーレフェリーの意見を参考に書面審査を行い、委員の合議により選定候補を選定する。
- (3) 選定委員会は、審議し選定した結果を文部科学省に報告する。

2. 審査方針

本プログラムの選定にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 大学としての派遣事業の全体計画について
 - 大学等が自ら掲げる教育上の理念・目的等に基づいて全体計画を設定しているか。
 - 学長を中心としたマネジメント体制の下、構成員による組織を挙げた取組となっているか。また、意義・価値を共有しているか。
 - 大学等の人的・物的支援体制は十分か。
 - 目的・目標が具体的かつ明確に設定され、かつ実績があるなど実現性が高い妥当なものとなっているか。
 - 事業の成果を大学等の教育改善にどのように結び付けようとしているか。
- (2) 個別の派遣計画・内容等について
 - 計画内容が具体的かつ明確なものとなっているか。
 - 派遣先(国、機関など)でなければ、達成できない取組であるか。
 - 派遣期間は、取組を遂行するうえで適当であるか。
 - 派遣者として適任か。(取組の活動状況及び教育研究の活動実績)
 - 派遣先の受け入れ環境(指導者、教育研究環境など)は妥当であるか。
 - 発展する可能性があり、更なる効果を期待できるか。

3. その他

- (1) 開示・公開等
 - 選定委員会の審議内容等の取扱について、

ア 会議及び会議資料は、原則、公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって、委員会で非公開とすることを決定したときは、この限りでない。

- ・ 審査・評価(人選を含む)に関する調査審議の場合
- ・ その他委員長が公開することが適当でない判断した場合

イ 委員会の議事要旨は、原則、公開することとする。ただし、審査・評価に関する調査・審議の場合は、非公開とする。

ウ 選定結果については、ホームページ等への掲載などにより、情報を公開する。

委員等の氏名について

ア 委員会の委員の氏名は予め公表することとする。

イ ペーパーレフェリーの氏名については、非公表とする。

(2) 利害関係者の排除

委員は、所属大学等の申請案件にかかわる審議中は、選定委員会を退席するものとする。

また、委員、ペーパーレフェリーが中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請についても、審査・評価を行わないものとする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・ 委員が代表権を有する、又は、長を務める機関からの申請。
- ・ 委員本人が代表者の申請
- ・ 委員が所属する組織の構成員が代表者となっている申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難である判断される申請